

答申第152号
平成24年10月26日

神戸市長
矢田立郎様

神戸市情報公開審査会
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成24年2月1日付神行財管第2635号-3により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

長田区西尻池財産区に係る

- ・旧公会堂の取りこわしに関する資料（西尻池財産区からの上申書等）
- ・財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式

1 審査会の結論

実施機関は、平成 21 年 10 月に西尻池財産区の普通預金を定期預金に預託替えした際の預託決議書を本件請求に該当する公文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例に基づき、以下の公開請求を行った。

「長田区西尻池財産区に係る

- ・すべての財産目録（固定資産台帳など）
- ・旧公会堂の取りこわしに関する資料（神戸市の指導、西尻池財産区からの上申書等。『守る会』からの交渉経過もあれば）
- ・財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、上記請求のうち「旧公会堂の取りこわしに関する資料（西尻池財産区からの上申書等）」及び「財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式」の請求（以下「本件請求」という。）に対して、請求内容に該当する公文書を取得していないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件請求の内容に合致する文書が存在するはずであるとして、異議申立てを行った。

(4) なお、実施機関は、申立人からの公開請求のうち「すべての財産目録（固定資産台帳など）」及び「旧公会堂の取りこわしに関する資料（神戸市の指導。『守る会』からの交渉経過もあれば）」について、部分公開の決定を別に行っており、申立人はその決定についても異議申立てを行っている。これについては別案件として当審査会に諮問されている。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 23 年 12 月 8 日付の異議申立書、平成 24 年 3 月 13 日付の意見書及び平成 24 年 5 月 23 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求の内容に合致する文書が公開されていない。

具体的には、旧公会堂の建物が記載された文書が見当たらない。何か管理する資料があるはずである。例えば、国道 2 号線拡幅工事で建物が移動した引っ越しの資料が残っているはずである。

また、債権等の運用について起案・決済等に関する資料が不存在であるという主張であるが、財産運用で平成21年10月7日に2億2,000万円のお金を定期預金にするということ、神戸市の職員が勝手にするはずがない。2億ものお金の運用について一切の資料がないとは考えられない。管理会委員と口頭で協議のうえ変更したとあるが、起案した資料が不存在とは考えられない。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成24年2月22日付の非公開理由説明書及び平成24年3月22日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

旧公会堂の取り壊しについて、当該建物は医療施設（診療所）として利用されていたが、施設の閉鎖に伴って平成22年3月に返還されている。

旧公会堂に関わる今後の対応は、平成22年11月に開催された財産区の総会において概ね解体の方向で理解を得られたと財産区管理委員より報告を受けていたが、平成23年11月の総会で建物解体について異論が出されたと聞いている。

本件請求のうち「旧公会堂の取りこわしに係る資料（西尻池財産区からの上申書等）」については、実施機関は、西尻池財産区からの上申書等を取得しておらず、該当する文書は不存在であるため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。

本件請求のうち「財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式」については、実施機関は作成、取得しておらず、該当する文書は不存在であるため、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。

申立人が主張する「国道2号線拡幅工事で建物が移動した引っ越しの資料」については、本件請求内容の「旧公会堂の取りこわしに係る資料」に含まれているとは読み取れないものである。

定期預金の運用については、普通預金で保管していた市長保管金を、利率の良い定期預金へ預託替えの要請を受けていたことから、預託替えする金額について西尻池財産区管理会員と口頭による協議のうえ変更したものであり、文書等は作成していない。

以上の理由から、公文書を保有していないことによる非公開決定を行っている。

5 審査会の判断

(1) 本件における請求文書について

申立人が公開請求を行った文書は、以下のとおりである。

長田区西尻池財産区に係る

- ・すべての財産目録（固定資産台帳など）
- ・旧公会堂の取りこわしに係る資料（神戸市の指導、西尻池財産区からの上申書等。『守る会』からの交渉経過もあれば）
- ・財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式

(2) 争点

実施機関は、上記請求のうち、「旧公会堂の取りこわしに関する資料（西尻池財産区からの上申書等）」及び「財産目録のうち、債権等の運用についての起案・決済等関係する文書一式」について、請求内容に該当する公文書を取得していないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、文書が存在するはずであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件請求の趣旨に合致する文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 本件決定について

実施機関によると、西尻池財産区においては、財産区の運営に財産区住民の意思を反映させるため、審議機関として地方自治法上の管理会を設置している。財産区の所有財産の日常的な維持管理や会館の運営等は管理会が専ら行い、財産の処分や市長保管金の支出など重要な行為については、管理会の同意を得て管理者たる市長が行っている。

実施機関は、本件請求のうち、旧公会堂の取壊しに関する資料については、平成22年11月に開催された財産区の総会において概ね解体の方向で理解を得られたものの、平成23年11月の総会で解体に異論が出されている状況であり、実施機関は財産区からの上申書等を取得していないこと、また債権等の運用に関する文書については、該当する文書を作成又は取得していないことから、公文書を保有していないことによる非公開決定を行っている。

(4) 申立人の主張する文書について

申立人は、旧公会堂に関する文書として、国道2号線拡幅工事で建物が移動した引越しの資料が存在するはずであると主張している。しかし、本件請求の内容は「旧公会堂の取りこわしに関する資料」であり、申立人の主張する文書までが本件請求内容に含まれると考えることは困難である。

一方で、申立人は、財産運用で定期預金にした際の起案文書が存在するのではないかと主張している。この主張について実施機関から聴取したところ、定期預金を行う際には預託決議書を作成することとなっており、平成21年10月に西尻池財産区の普通預金2億2,000万円を定期預金に預託替えした際にも、預託決議書を作成しているとのことであった。審査会において当該預託決議書を取り寄せて確認したところ、西尻池財産区を含む複数の財産区の市長保管金を定期預金に新規に預託するに当たり、実施機関内で決議した文書であった。

(5) 本件決定の妥当性について

本件請求に対して上記の預託決議書を特定しなかった理由を実施機関に確認すると、本件請求内容である「債権等の運用」に該当しないと判断したとのことである。しかし、普通預金から利率の有利な定期預金への預託替えは、「運用」に該当すると解釈するのが相当であり、実施機関は当該預託決議書を対象文書として特定すべきであったと考えられる。

したがって、実施機関が行った本件決定は妥当であったとはいえ、実施機関は当該預託決議書を本件請求に該当する公文書として特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

なお、実施機関によれば、当審査会における本案件の審査中に、申立人による別の異議申立て案件に関連する文書の存否について申立人に情報提供する中で、当該預託決議書の存在についても言及したところ、申立人から別途、平成24年7月19日付で情報公開請求がなされたため、実施機関は当該預託決議書について特定し、これを既に申立人に公開したとのことであるが、このことは上記の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成24年2月1日	—	* 諮問書を受理
平成24年2月24日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成24年3月13日	—	* 申立人から意見書を受理
平成24年3月22日	第255回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成24年5月23日	第256回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成24年6月20日	第257回審査会	* 審議
平成24年7月9日	第258回審査会	* 審議
平成24年8月8日	第259回審査会	* 審議
平成24年9月10日	第260回審査会	* 審議
平成24年10月5日	第261回審査会	* 審議